

松本清張文学の証言・偽証・冤罪：  
「日光中宮祠事件」「上申書」「二人の真犯人」「  
雨」などをめぐって

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: ja<br>出版者: 静岡大学人文社会科学部<br>公開日: 2016-09-29<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 南, 富鎮<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.14945/00009823">https://doi.org/10.14945/00009823</a>                            |

## 松本清張文学の証言・偽証・冤罪

—「日光中宮祠事件」「上申書」「二人の真犯人」「雨」などをめぐって—

南 富 鎮

### 一 はじめに

松本清張の膨大な推理小説のなかには捜査と裁判における証言・偽証・冤罪の問題を扱った作品が多い。一般に広く知られている『霧の旗』（一九五九—六〇）がもっとも代表的な作品であろう。兄の冤罪事件の弁護を断られた女主人公が報復のため、今度は有名弁護士が関わる事件に偽証を行って復讐する。偽証によって結果的に二つの冤罪事件が起こる。法廷証言の怖さと危うさを浮き彫りにした作品である。

すでに拙論で指摘しているように、清張は基本的に証言を信用しない観点に立つ（「法と歴史と真実というフィクション—松本清張『日光中宮祠事件』『小説帝銀事件』『黒い福音』を視座にして」、『翻訳の文学／文学の翻訳』八号、静岡大学人文社会科学部翻訳文化研究会、二〇一三年三月）。物的証拠のない自白についても同様で、これによって偽証が生まれ、冤罪が発生するという認識である。つまり、自白と証言は強制自白と偽証の裏返しで、冤罪の危険を胚胎し、清張はこれらを強く警戒する立場を取る。『小説帝銀事件』（一九五九）、「帝銀事件の謎」（一九六〇、『日本の黒い霧』所収）ではそうした態度が執拗に現れ、清張の一貫した主張として多くの作品で確認することができる。清張はほかにも『明治百年—〇〇大事件上・下』（三一書房、一九六八）を監修、『疑獄—〇〇年史』（読売新聞社、一九七七年）を編集したことなどからも、犯罪と冤罪の問題には並々ならぬ関心を示していたことが窺える。

本論では、清張文学に見られる証言・偽証・冤罪の問題について、実際に起きた事件の〈日光中宮祠事件〉、〈巢鴨若妻殺し事件〉、〈鈴ヶ森事件〉、〈龍野の一家六人殺し事件〉と、清張作品との関連に焦点を当てて考察する。おもな対象作品は、それぞれの事件と対応する「日光中宮祠事件」、「上申書」と「証言の森」、「二人の真犯人」、「雨」などである。そして最終的に「日光中宮祠事件」が

もつ違和感についても述べる。

## 二 冤罪の構造—「証言」「上申書」「証言の森」など

一九五八年一二月に発表された「証言」は目撃情報の証言が偽証であることが主な問題として扱われる。同年四月に発表された「日光中宮祠事件」の発表から八か月後の作品である。以下、作品概要を郷原宏『松本清張事典決定版』（角川学芸出版、二〇〇五年）に依拠しながら紹介する（以下、概要は同じ）。

丸の内にある会社の課長石野貞一郎は元部下の梅谷千恵子を西大久保に囲って密かに通うが、ある夜、自宅近くに住む杉山孝三にばったりと出会う。ちょうど同じ時間帯に向島で若妻殺しの事件が起こり、杉山が犯人として逮捕される。「よくこの辺を回ってくる生命保険の勧誘員が、少し怪しいのではないか」という無責任な言葉によるものである。杉山はアリバイ証明のために石野に証言を求めるが、石野は不倫の発覚を恐れ、その事実を否定する。アリバイが証明できず、杉山は一審で死刑判決を受け、なおも高等裁、最高裁で石野に正しい証言を求めるが、石野は一貫して杉山に「会イマセンデシタ」と偽証を続ける。杉山の死刑はほぼ確定的になる。

杉山の偽証、周囲のいい加減な証言などによって冤罪が作られていく過程を清張は次のように描く。

カメラ店主が杉山孝三の面通しで、たしかにあの時、盗品のカメラを売りに来た人だと証言した。はじめは、人相が似ていると言ったが、しだいに、間違いないという証言になった。

筆跡鑑定も、専門家二人が見て、買取書の文字は杉山孝三の文字と推定し得る、と確言した。… [中略] …

だが、杉山孝三の知っている嘘は、石野貞一郎だけの嘘ではなかった。刑事に告げた近所のおかみさんの話も、面通ししたカメラ店の主人の証言も、筆跡鑑定人の答申も、ことごとく嘘であった。人間の個人がふとしたことで縦横の虚線の中にはまりこみ、あがいているみたいだった。いつ、どこにしかけられているかわからない。不条理の陥穽であった。

その後、梅谷千恵子は石野以外に若い愛人も付き合い、その若い愛人に石野の偽証の証拠を漏らす。その情報が杉山の弁護士の耳に入り、石野は偽証罪

で告訴されることになる。

以上が概要であるが、その後の展開は一切書かれていない。おそらく杉山孝三の無実が証明され、石野の偽証が「復讐」されると予測されるが、筋の展開から見ると結末は唐突で、強引にとってつけたような観さえある。勸善懲悪の倫理観から杉山をそのまま死刑とすることに作者（清張）は忍びなかったのかもしれない。もしこれが一般社会で実際に起きたならば、冤罪による死刑はほぼ免れえないからである。なぜ清張は筋の展開からやや強引な解決を用意したのだろうか。半年前に書き、目撃情報の証言によって一審で死刑判決が下された〈日光中宮祠事件〉が影響したのだろうか。

「証言」で偽証を行う石野貞一郎は、自己の偽証と杉山の不幸について、「この世がことごとく不合理な虚線の交錯に思われた。私生活が偶然にその網の目の中にはいり、個人の生涯を意地悪く破綻させる」と思うのだが、この認識は清張文学に全体に通底するものであり、清張文学ではこうした偶然で事件に巻き込まれてしまう人物が少なくない。「証言」同様、「失踪」（一九五九）も、一方的な証言によって死刑になる話で、冤罪の問題はここでも指摘されている。「失踪」については後で述べる。

一方、偽証による冤罪の形成過程を描いたものに「上申書」（一九五九）、「証言の森」（一九六七）がある。二作はともに、一九三六年一月十五日に起きたいわゆる〈巢鴨若妻殺し事件〉が素材になっている。事件内容だけでなく、文章においても多くの重複が見られ、作品の主要な構成要素である意見書、聴取書、尋問書、調査報告書なども同じ資料が使われ、それらを別作として見做してよいのかという問題もありうる。つまり、ほぼ同じ内容がほぼ同じ趣旨で別の作品となっているのである。普通なら「改題」や「書き直し」と呼ぶべきであろうが、では、なぜ清張はこの題材を二度も書いたのかが気になってくる。しかし、犯罪実話「二人の真犯人」（一九六七―六八）の挿話でもこの事件が扱われており、厳密に言えば、三度にわたって書いているのである。あるいは数え方によっては五度（あるいは六度）ということもありうる。代表作『霧の旗』での冤罪による二つの殺人事件「K市の老婆殺し」と「杉浦健次殺し」にも〈巢鴨若妻殺し事件〉が踏襲され、「奇妙な被告」（一九七〇）の「金貸し老人殺し」、「渡された場面」（一九七六）での四国A県所在の「芝田市戸倉の未亡人殺し」も同事件が下敷きになっているのである。いずれも自白の誘導と強制によって供述が二転三転する冤罪事件（「奇妙な被告」の場合は冤罪狙い）を扱っている。そのため、類似する法廷資料が重複的に使用されている。

清張文学には同じ内容や題材が二度、あるいは三度にわたって書かれるケースが他にもある。前掲の論文で詳述したが、フィクションとノンフィクションに分けて書くケースもある。同じ内容を接近の方法を変えて描いているのである。清張の拘泥と執拗さの表れと解釈できるであろう。

同じ事件を題材としたものとしてはほかにも、「相模国愛甲郡中津村」(一九六三)と「不運な名前」(一九八一)のケースがある。二作は明治の〈藤田組贖札事件〉(一八七九)を扱ったもので、犯人として逮捕された熊坂長庵が真犯人ではなく、事件は謀略による冤罪であることが、資料的な補強とストーリー的な工夫でそれぞれ凝らされている(前掲の『疑獄一〇〇年史』の座談会「疑獄の系譜—その構造と風土」においても推理されている)。大筋は同じであるが、舞台と構成、筋の展開はまったく異なる。いずれも贖札犯人として獄死した熊坂は冤罪の被害者であり、一連の事件の背後には明治政府の腐敗と薩長の権力闘争があるとみる。「相模国愛甲郡中津村」では大隈重信の、「不運な名前」では長州側に対する薩摩側の、それぞれの謀略があったと推理されており、十八年後の作である「不運な名前」は資料的に充実し、以前の「相模国愛甲郡中津村」より推理は補強されている。新たな資料による同一テーマの深化と見做すこともできる。あるいは清張自身の見解の変化による修正の必要性も生じたであろう。清張文学の大きな特徴は、フィクションやノンフィクションといったジャンルの垣根を越えて、自説の修正、訂正、補強が時間差をおいて行われているところにあり、それによって全体的なバランスが保たれている。つねに自己の見解を修正していくので、同一題材の作品がいくつも書かれることになる。このようなテーマの重複を多忙な人気作家のその場凌ぎと見做すことはできない。これは清張文学特有の特徴でもある。

さて、上掲の二作ではいずれも贖作を製造するには熊坂長庵の絵があまりにも下手であった点が強調され、背後の陰謀が推理されているが、この人物造形は、『小説帝銀事件』『帝銀事件の謎』のテンペラ画家である平沢貞通の造形と重なり、類似している。つまり、『小説帝銀事件』『帝銀事件の謎』と「相模国愛甲郡中津村」「不運な名前」はそれぞれが対応関係をなしており、テンペラ画家である平沢貞通と趣味レベルの下手な絵師である熊坂長庵とは、そのイメージが重複する。平沢貞通の人物造形に熊坂長庵のイメージが投影されているのである。二人とも無期懲役刑を受け、最終的には獄死するが、清張はこれらを背後にある権力の陰謀による冤罪と見做している。これらの四作はいずれも意図される志向性が同じであり、何度も書かれていることに清張の信念の強さを表わ

している。つまり、事件は偽証と自白強要によって造り上げられたもので、国家権力の陰謀による冤罪であると清張は認識していたと思われる。

さて、〈巢鴨若妻殺し事件〉を扱った三作（類似事件を含めると六作）であるが、その経過と相違について簡単に紹介する。発表時期で見ると、「上申書」（一九五九）、「証言の森」（一九六七）、「二人の真犯人」（一九六七―六八）という順になる。前二作が小説で、「二人の真犯人」は実話風に書かれたノンフィクションである。以下、「上申書」の作品内容を簡略に紹介する。

昭和十×年二月、世田谷区の会社員時村牟田夫（二九）が帰宅すると、自宅六畳間で妻匂里子が殺害され、墓口と銀側腕時計が盗まれていた。被害品は翌日、箆筒と壁の間で発見される。警察の取り調べに対し、時村は当初犯行を頑固に否認したが、七回目の聴取で犯行を認める。しかし、十回目の聴取で犯行を否認し、十三回目にもまた認めるなど、供述は二転三転する。事件は予審（旧刑事訴訟法）では免訴になったが、一審では無罪、二審では懲役十年という判決が出た。時村は上告を申し立てて大審院裁判長に「上申書」を提出する。上申書のなかで時村は警察の拷問、誘導尋問によって冤罪が形成されていく過程を申し述べる。

「上申書」は、証人尋問調書、捜査報告書、聴取書、上申書などで構成され、大審院の判決までには至っていない。なお、題目が「上申書」になっているのは、〈島倉事件〉（一九一七年）からの影響と思われる。無罪を訴える「上申書は実に五千枚に達し」と言われる島倉儀平は最後まで潔白を訴え、獄中で縊死している（宮坂九郎『歴史資料全集犯罪編上・下』有恒社、一九三三年）。

さて、「上申書」の法廷資料ではこの事件の冤罪の可能性が強く打ち出されている。たとえば、誘導尋問で自白を強要される様子については、

では、胸を打ちはいらないか、と云われ、何も私は云うことがありませんので、いい加減に拳固で二三回ついたと申し、突けば何とか声でも出すと思ったので、想像の結果、「うん」と妻が倒れたと云い、そして現場の状況では、どうも暴行されたようでしたから、実は脚を拡げて倒れていたのが、劣情を起こし、関係したと申しました。それから、どうして殺したかと責められ、何でもよい、その場をつくろわねば叩かれるので、… [後略]

などと、自白の強引な誘導と拷問の様子が描かれ、冤罪が強調されている。しかし、作品は大審院での正しい判決を要望する上申書で終わっており、冤罪で

あるとははっきり結論付けられはせず、冤罪の可能性が高いという記述にとどまる。しかし、約八年後に書かれた「証言の森」では、警察の捜査に対して厳しい糾弾がなされ、警察の証拠改竄によるでっち上げ事件だったとされる。

「証言の森」での事件は、一九三八年五月二〇日の夕方に設定されている。概要は以下のようなものである。

中央線N駅付近に住む東邦綿糸会社の社員青座村次（三一）が帰宅すると、妻和枝（二七）が絞殺されていたため、派出所に届け出た。被害者の布製紙入れと銀側腕時計、十八金ネクタイピンが盗まれており、それらは最初の家宅捜索では屋内から見つからなかったが、後日の家宅捜索で発見される。警察は青座を殺人容疑で逮捕、青座は犯行を自白したが、供述内容は二転三転する。予審では犯行そのものを否定、免訴になったが、検事抗告により公判に付せられた。一審の東京地裁は被告人の自白が強要と誘導尋問によるものとし、無罪とされたが、東京控訴院の二審では有罪とされ、懲役七年が言い渡された。弁護側は大審院に上告したが、棄却され、刑が確定した。

ここまでは実際の事件に基づいているが、最終章では、清張自身の兵隊体験も反映した部分が付け加えられる。青座の懲役刑確定後の間もなく、青座宅に出入りした酒屋の店員山村政雄がみずからの犯行であると自首する。警察は山村の犯行自首を取り上げず、山村を補充兵として動員させる。山村はフィリピン行きのため、一時、朝鮮京城に送られるが、そこで元警察官池上源蔵に出会う。池上は警察の情報諜者で留置された青座村次に接近し、警察に情報提供をした人物である。司法取引で釈放されたと思われる池上は、今はフィリピン行きの身となっていた。池上が山村に事件の真相を聴くと、山村は自己の犯行自首は嘘であると白状する。池上は半信半疑になるが、山村の犯行自白は徴兵逃れのためではないかと推測する。戦時期に生命がもっとも安全に保障される場所が刑務所だからである。案の定、二人を乗せた輸送船は済州島沖でアメリカの潜水艦によって撃沈される。結果的に七年間の懲役刑を受けた青座の命は助かる。

以上、概要を紹介したが、作品の最終章を除けば、「証言の森」の事件は以前の「上申書」とほぼ同じである。もう一つ大きく異なるのは、「上申書」に見られる大量の法廷資料の引用のような表現方法は姿を潜め、より小説的な構成になっていることである。そのためか、犯行の冤罪の可能性が一層強く描かれている。たとえば、池上源蔵の証言は「青座の言葉を誇張し、あるいは全く創作したかもしれない」と語り手は推測を交えながら述べる。さらに再度の家宅捜

案で発見された証拠品三点について、警察が証拠をでっち上げた冤罪である解釈になっている。のちに紹介する〈鈴ヶ森事件〉での警察の手法が想定されている。

裁判長久保田判事の沢橋刑事に対する尋問が相当執拗なのは、これらの証拠品が警察官の手で他の場所より発見されたにもかかわらず、わざとそこに埋めておいて、いかにも初めてそこから発見されたようにし、妻を殺したあと、強盗が入ったように見せかけるための青座の偽装工作と思わせる警察官の細工ではないかと疑っているからである。

このように、同じ事件（巣鴨若妻殺し事件）が八年後に再度書かれた時には、冤罪の可能性がより深まっている。そもそも二作が類似しているのは、前掲の〈藤田組贖札事件〉同様、同じ事件を素材にしているからである。さらに実際の事件により近い形態で書かれたのが「二人の真犯人」である。

「二人の真犯人」は〈鈴ヶ森事件〉を実話風に描いたものであるが、冤罪事件の一例として、〈巣鴨若妻殺し事件〉について言及されている。本筋の中に挿入される入れ子構造の形式である。名前は仮名にされているが、その入れ子部分の概要を紹介する。

一九三六年一月十五日、豊島区巣鴨のある銀行の外務員大橋三郎（三一）は、大塚の巡查派出所に妻ヨシ子（二三）が自宅で強盗に絞殺されていたと訴え出た。女持の金側腕時計、三円前後入った墓口、預金通帳、真珠のついた金のネクタイピンが無くなっていた。死因は絞殺で、暴行の跡があった。現場を捜索すると、盗まれたという墓口と腕時計が家の中から発見された。事件当日の昼頃、一時帰宅した大橋の目撃情報があり、警察は家の内部事情に精通した者の犯行とみて大橋を逮捕する。大橋は、一度は犯行を認めるものの、再度否認し、二転三転する。警察は中村某を謀者として使い、大橋の言動を探らせて自白を補強したが、自白の内容は全体的に不明確であった。予審判事は証拠不十分で免訴し、第一審では無罪となったが、検察は控訴し、第二審では「懲役六年」、大審院では上告棄却となって刑が確定した。

以上で分かるように、「二人の真犯人」での〈巣鴨若妻殺し事件〉に関する内容は、「上申書」「証言の森」とほぼ同じ内容である。同一事件を実話として言及したもので、警察の証拠改竄と冤罪についての舌鋒は、「上申書」や「証言の森」ほどは鋭くなく、一方で「裁判官の自信と不安」の側面が指摘されている。第



二審と大審院で「懲役六年」が宣告されたことについては以下のように分析する。

第二審の「懲役六年」というのは、いかにも中途半端な量刑である。証拠不十分で無罪にするには、被告の「黒い点」がひっかかる。さりとて死刑はもとより、無期懲役などの重刑を云い渡すほどの自信はない。ここに裁判官の迷いと躊躇とが見られるのである。

冤罪説を主張しながらも、裁判官の判決については一定の理解が示されている。「上申書」では冤罪の可能性が打ち出され、「証言の森」においては警察の証拠改竄という極端なほどの冤罪説が展開されたが、実話「二人の真犯人」では冤罪の可能性に多く触れつつも、懲役刑に対する一定の理解も同時に示されているのである。つまり、〈巢鴨若妻殺し事件〉を先の小説二作では冤罪の疑いを強く指摘しているが、のちの実話形式の「二人の真犯人」ではこうした冤罪に関する言及は薄まり、一定の修正が加えられている。これは清張が前二作に対して修正の必要性を感じていたからかと思われる。懲役刑量についても、「上申書」では「懲役十年」、「証言の森」では「懲役七年」、そして「二人の真犯人」では「懲役六年」となっている（実際は懲役七年）。「銀側時計」は「金側時計」に変わる。ほかに名前と年齢や場所などに微細な変化と異同が多く見られ、小説と実話、フィクションとノンフィクションの境界の曖昧さも露呈しているが、その問題については前掲の拙論を参照されたい。

以上、一つの事件が三度も繰り返し書かれる過程から清張自身の心的変化を辿ってきたが、小説と実話（犯罪実話）においては大きな落差が見られる。小説においては実話の部分が大きく肥大化し、脚色され、冤罪の可能性がより強調されるなど、清張自身の感情移入がより多くなされている。これは致し方がないようにも思われるが、事件そのものが実在の事件である以上、また裁判が進行中の場合は、現実にも多大な影響を与える危険性がある。小説（story）と実話（real story）はあくまでもストーリー（story）性をもつ類似のもので、真実（truth）はこれとは全く別個のものであるが、実話（real story）には真実（truth）が無限に侵入してくる。これは極めて重要かつ深刻な問題である。

### 三 清張の冤罪認識と権力への批判

さて、以下、「二人の真犯人」の本筋になっている〈鈴ヶ森事件〉(一九一五)について述べる。すでに述べているように、「二人の真犯人」はノンフィクション(犯罪実話)で、実在の事件を扱っているが、登場人物の名前は仮名にしている。作品は〈鈴ヶ森事件〉を中心に据えながら、証言と偽証や冤罪の一例として、一九一四年の〈島倉事件〉、一九三六年の〈巢鴨若妻殺し事件〉、一九三一年の〈千駄ヶ谷高利貸事件〉、一九四八年の〈一家八人殺し〉が分析対象として紹介されている。事件の詳細は前掲書『明治・大正・昭和歴史資料全集犯罪編上・下』に詳しく、「二人の真犯人」での記述もそれに負うところが多いが、まずは作品の概要を紹介する。

一九一五年四月、刑場跡の大石塔のそばで女の他殺死体が発見された。被害者は近くの砂風呂のおかみ田中ハル二六歳。死因は窒息死で頸部と陰部に切創があった。ハルの情夫で土木工事監督の高村治介が逮捕され、高村はハル殺しを自白したが、予審の途中から犯行を否認した。同じ頃、別の強盗婦女暴行や殺人など多数の容疑で逮捕されていた石田重吉もハル殺しを自供した。石田は死刑判決が間違いない状態で、ハル殺害も自白したのである。この事件には物的証拠がなく、二人の証言には不自然な点があった。石田は一審と二審では無罪だったが(この事件に対しては高村が有罪)、控訴審ではハル殺しに関しても有罪とされ、死刑が宣告された。高村に無罪が言い渡されたのは石田有罪判決の五か月後である。この、共犯でない二人が一つの事件について同時に起訴され、同時に裁かれることを、清張は批判する。「明治以来の裁判史上でも稀有の例」であり、司法への拭いがたい不信感について述べる。

清張は、警察は高村を拷問し、また謀者まで使って、強引に自白を誘導したと強調する。高村が警視庁で述べた「任意陳述」がいかに強引なものであったかを、長い引用と作者による膨大な数の傍点によって示している。「検察官審問」の内容も長い分量が載せられている。これらの長い引用と膨大な傍点により、警察・検察の捜査がいかに杜撰であったか、また取り調べの過程では自白が誘導・強要され、造り上げられ、さらに証拠品すらも都合によって捏造されるなど、警察・検察によって冤罪が作り上げられたと強調されている。警察はハルの妹による供述を信用するあまり、ハルが通常の腰巻を二枚穿いていたことにし(実際はさらしと腰巻であるが、女性の衣装に無知な警察は腰巻を二枚も穿いたと勘違いした)、当初から存在もしないもう一枚の腰巻の存在を自白で造り

上げ、その証拠品まで発見させたとする。被害者女性の腰巻を「警察が「証拠」補強のために、他の婦人の腰巻をそこに埋めて、市民に「発見」させた」と清張は述べる。そして、これらの行為を厳しく断罪する。

鈴ヶ森の犯行はあきらかに単独であるから、一人を起訴すれば、他は不起訴にしなければならない。それが兩人とも起訴となった。すなわち、検事は二人の単独真犯人をつくったのである。

こういうことは明治以来の裁判史上に稀有の例であろう。常識上あり得ないことだが、当時はその非常識が罷り通っていたのである。

警察や検察、裁判制度に対する清張の厳しい姿勢が読み取れるが、こうした姿勢は清張文学に基本的に共通するもので、『日本の黒い霧』『昭和史発掘』の批判精神とも同一線上にある。個々の刑事事件における偽証と冤罪の問題が国家権力による歴史上の事件へと拡散したのが『日本の黒い霧』『昭和史発掘』なのである。つまり、『日本の黒い霧』『昭和史発掘』で提示された疑惑と疑念は、いわば歴史上の偽証と冤罪の問題なのである。個々の刑事事件と同一の問題なのである。その点、清張文学はつねに反権力的で、反体制的で、権力の手先機関としての警察・検察への批判は激しい。清張が、固定化した名探偵や名警察官を作らなかったのはこうした所以でもあろうが、『点と線』(一九五七―五八)でのコンビ(鳥飼重太郎刑事・三原紀一警部補)が『時間の習俗』(一九六一―六二)で再び登場するが、これが唯一と言っていい清張作品での謎解き役の重複である。しかし、この二人でシリーズ化することがなかったのは、捜査側への批判精神の現れだろうか。清張は基本的に、警察や捜査側が事件を解決し、英雄視されるような手法を取らない。清張作品の多くの事件は、最後に真相が明らかになって懲罰(それも自殺が多い)されるが、それは倫理上の正義の自然的帰結によるもので、警察が正義を主導するような形は取らない。しばしば警察、検察は拷問を行い、冤罪を造り上げ、謀略をしかける存在として取り上げられ、元警察や警察・検事による犯罪も多く描いている。松本清張は推理作家としては珍しいほど警察組織に対する不信感の持ち主なのである。それは実際の事件分析においても、膨大な推理小説においても基本的に同じ姿勢である。司法への疑念も強い。その点、推理小説が警察社会と警察国家を暗に強化するという一般的な批判は、少なくとも松本清張には当てはまらない。

松本清張の警察組織への不信感、清張自身の体験が深く関わっている。高

崎印刷所の石版印刷見習工として働いていた二十歳の清張は、八幡製鉄所の文学仲間と雑誌『戦旗』を読んだ疑いで刑事に逮捕され、十数日留置され、拷問にあい、保釈後も付きまとわれ、飲食を強要されていた。清張は『半生の記』（一九六三—六五）でその経験を次のように書き記している。

拷問は竹刀だった。これは私を捕えに来た近藤という酒焼けのした男だったが、どうしても仲間の名を言えと行ってきかない。留置場のすぐ上が道場で、殴るぶんには遠慮がいらぬ。私の場合は容疑がうすいとみてか、逆吊りや、煙草責めなどはなかった。

留置場には十数日間入れられた。出てきたときは桜が咲いていた。母は泣いた。

釈放されてからも、近藤という刑事はたびたびやってきた。彼が来るたびに父は酒をタダ飲ませた。刑事のしつこさを、このとき知ったのだが、これは、のちに「無宿人別帳」の中にそのかたちを書いている。

冤罪を扱った清張作品にはほとんど例外なく拷問と強制自白が行われているが、これは清張自身の経験に基づいたものといえる。清張文学に国家権力の末端である警察、検察への批判が強いのは清張自身の留置経験と切り離して考えることはできない。

先に紹介した『無宿人別帳』所収の「俺は知らない」と「町の島帰り」（一九五八）は、岡っ引きと目明しによる冤罪と拷問が描かれている。「俺は知らない」では、主人公の銀助が弥平次と三味線師匠である文字豊にはめられ、文字豊の偽証により逮捕され、拷問によって質屋強盗を自白させられる。伝馬町の大牢に入れられた銀助は、同じ牢の仲間の破牢計画を役人に告発して放免になるが、銀助の裏切りによって仲間の多くが処刑される。銀助は文字豊と弥平次を探し出し、報復するが、今度は自己の裏切り行為の報復を受けることになるという筋立てである。江戸時代の司法制度下とはいえ、酷い拷問によって嘘の自白に追い込まれる状況が赤裸々に描かれている。もう一作の「町の島帰り」では、目明しの仁蔵によって千助は質屋強盗の下手人に仕立てられて遠島の刑を受ける。『乱灯・江戸影絵』では大岡越前守の直屬部下である与力と同心らの拷問によって無宿人幸太は殺人の下手人に仕立てられる。捜査側の犯罪によって冤罪に苦しむ市井人の姿は時代小説としても描かれているのである。そして冤罪には必ず偽証と拷問が伴う。

警察への批判と同じくマスコミへの批判も厳しい。マスコミによって偽証が助長されることへの批判である。その代表作が「疑惑」(一九八二)であろう。

雨の夜、北陸の県庁所在地T市で乗用車が岸壁から海中に転落、地元の資産家白川福太郎(五九)が死亡し、同乗の新妻である旧姓鬼塚球磨子(三四)は脱出して無事だった。鬼塚は元ホステスで詐欺、傷害の前科があり、直前に白川に三億円の保険金をかけたことから殺人容疑で逮捕される。新聞と雑誌が「北陸一の悪女」「女鬼熊」などと書いたことが鬼塚に非常に不利に働いた。特に北陸日日新聞社会部の秋谷茂一記者は「女鬼クマの仮面を剥ぐ」という署名入りの連載記事で世論をリードした。鬼塚は一貫して無罪を主張したが、当初担当した弁護士が入院し、紆余曲折の末ようやく国選弁護士として佐原卓吉が鬼塚の弁護士に決まった。佐原が民事専門であることから秋谷はこれを歓迎したが、佐原弁護士は見かけによらず有能で、被告に不利な状況証拠を次々と覆していく。公判前に無罪の有力な証拠が揃う。無罪を勝ち取った鬼塚からの報復を恐れた秋谷記者は疑心暗鬼となり、秋谷記者は佐原弁護士を抹殺しようと太い鉄パイプを持って夜中に事務室に乗り込むというところで物語は終わる。

つまり、秋谷記者は佐原弁護士を抹殺することで鬼塚を死刑にし、自己見解の正当化を図ろうとする。秋谷記者を筆頭とするマスコミは、審議中の段階で、すでに犯罪を確定し、稀代の姦婦・毒婦に仕立て上げ、「夫殺しの判決を彼女に与えて」いたのである。さらに秋谷は連載記事をもとにし、いつか「犯罪小説の読物」を書いて東京の出版社に売り込もうとも思っていた。そのためには、どうしても鬼塚が有罪にならなければならない。捜査機関の情報は垂れ流され、秋谷記者を筆頭とするマスコミによって世論が形成され、証言者の証言はその世論に影響されて「千変万化」する。佐原弁護士はこれらの証言も覆し、新証拠を揃えて、「弁護要旨」を作成する。

未だ捜査中であるにもかかわらず、マスコミ挙げて被告人の殺人行為であることを断定するかの如き報道が頻りとなされ、この報道により世論一般が引きずり込まれ、何らの証拠もなく、恰も被告人の殺人行為であるかの如き風潮を醸し出したことは周知の事実である。…特に遺憾なことは、捜査機関からマスコミに情報が積極的に流された疑問が極めて強いことであつた。…そして、この先入観が、その後関係者・参考人等の供述を真実から遠ざからしめる結果となり、そのことごとくが被告人に不利益な供述内容となって現われて来ている… [後略]

佐原弁護士が秋谷記者に襲撃される直前に書いた「弁護要旨」で、そこにはマスコミの世論誘導、警察の情報漏えい、世論による証言内容の歪曲などが厳しく批判されている。もちろんこうした見解を清張自身の一貫した見解として受け止めることはできないかもしれない。「疑惑」が書かれたのは一九八二年で、清張は齢七三歳の老境に入っており、その時点で、以前のことを総体的に考えての見解であろう。指摘したように、佐原弁護士によって批判される内容については清張自身も例外とは言えないところがある。作家デビュー当初、清張が世論を先導した典型的な作品が「日光中宮祠事件」で、「黒い福音」「小説帝銀事件」においても捜査機関の情報でマスコミをリードしていた。その点、「疑惑」には自己に対する弁解と内省の思いが込められているようにも見受けられる。こうした弁解と内省への努力こそ、思想のバランスであり、清張文学全体の誠実さを保証するものかもしれない。ありふれた言葉でいうと作家はつねに変化し、成長するのである。ひとつの時点での言葉と認識で挙げ足を取るのはフェアではなく、また正しいとは言えない。

さて、清張文学における証言と偽証の問題であるが、偽証の問題は「「お鯉」事件」（『昭和史発掘』所収）においても主要テーマとして取り上げられ、「脊梁」（一九六三）においても中心テーマになっている。証言は偽証とつねに隣り合わせの関係となる。

一方で、偽証が作られていく過程については、『小説帝銀事件』『帝銀事件の謎』においても執拗に追及されている。繰り返しになるが、清張は基本的に証言、とくに目撃情報を全く信用しない。証拠に基づかない自白の信憑性も認めない。極東軍事裁判の証言台に立ち、被疑者に不利な証言を繰り返したとされる「軍部の妖怪」（一九六四）のモデル人物に対する嫌悪感もこうした不信感からであろう。証言＝偽証をして相手を苦境に陥れる行為を清張は嫌悪していたのである。ならばなぜ、ことさら〈日光中宮祠事件〉では十年前の行き掛かりによる薄弱な目撃証言を清張は信用したのであろうか。終戦後間もない時期の事件で、旧刑事訴訟法（大正刑事訴訟法）が新刑事訴訟法へと移行する混乱期に、しかも被疑者が在日朝鮮人で、戦前通りの拷問や自白の強要が露骨に予想される事件だった。はたして清張はこのような姿勢でよかったのだろうか。清張自身がこの事件をどのように思っていたのか、その内面を推測させる作品がある。「雨」（一九六六）である。

「雨」を論じる前に、「失踪」（一九五九）について少し触れておく必要がある。「失踪」は、以降の清張文学の執筆姿勢に大きな変化をもたらした作品である。

「失踪」は『黒い画集』の四回目の作品として書かれたが、執筆途中に読者の投書によって同じ内容を別の作家が書いていることを知り、清張は当惑する。清張はこのときのことを、「『黒い画集』を終わって」（『黒い画集3』光文社、一九六〇年のあとがき）で次のように述べる。

次が「失踪」である。これは実話ふうを書いてみたかった。材料は、警視庁から出ている「捜査資料」（『捜査研究』か、筆者注）という本に拠った。ところが同じ材料によって他の作家が書かれていることを、連載の途中で投書によって知った。もとより、その作家の主観と私の主観は違うのだが、材料の出所が同じということはどうにも違えようがない。この事実を知って、私は大いに当惑した。こういう気持ちになると、最初の意気込みはたちまち挫折してしまう。他からは不勉強だと非難されるし、こんなことで最後まで出来がよかろうはずはない。記録ものの出所については、気をつけなければならないことを、このときほど教えられたことはなかった。（これは以上の理由で、この集には収録しなかった。）

清張はこの経験を通して自己の創作方法を大いに自戒したのであろう。記録ものの危険性をはじめて認識したのであろう。このためか、「失踪」は執筆途中で急遽フィクション性が高められている。「日光中宮祠事件」のように、『捜査研究』の内容をそのまま採用する手法を採らないのである。「失踪」が、「家屋売買に絡んだ殺人事件を巡り、前半は警視庁の粘り強い捜査による犯人逮捕を描き、後半は一転、死刑宣告を受けた犯人の「上申書」により冤罪の可能性を匂わせる」展開になったのは（『失踪』の細谷正充による解説、双葉文庫、二〇〇五年）、この事態に対する清張の素早い対応によるものであった。急遽、作品中に長い上申書を入れ、一方では証言の危うさを指摘しながら、冤罪の可能性を残すかたちに組み直したであろう。そのため、前半と後半がずれてしまう結果となった。この経験がよほど衝撃だったのか、清張は「失踪」を作品集『黒い画集』を編む際には収録せず、これ以降は捜査側の資料をそのまま織り込まなくなる。代わって、往々にして偽証や冤罪を生むものとして描かれるようになる。当然のことながら、すでに先に発表してしまっていた「日光中宮祠事件」については、こうした認識を活かすことはできない。その事態へのなんらかの対応が「雨」の執筆動機になったとしても不思議ではない。

#### 四 「雨」と「日光中宮祠事件」

〈日光中宮祠事件〉で二人被告の死刑が最終的に確定したのは、一九六〇年で、その六年後の一九六六年八月に「雨」は発表されている。「雨」はなぜか、全集にも、おもだった作品集や単行本にも、収録されていない。『ミステリ傑作選2・殺人現場へどうぞ』（日本推理作家協会編、講談社文庫、一九七四）に推理作家一四人のアンソロジー中の一編として収録されているに過ぎない。非常に完成度の高い作品で、「その年に各雑誌に発表された、短編推理小説の代表作」（佐野洋の『ミステリ傑作選2・殺人現場へどうぞ』のはしがき）のひとつとして「ミステリ傑作選」に選ばれた理由はうなずけるが、いまだに清張の作品集に収録されていない理由は定かでない。郷原宏も「連句による謎解きという趣向のおもしろさが光る短編推理の秀作」と評価している。ただし、清張の全集や単行本に収録されていない作品は多いので、ここから過剰な推測をしても無意味かもしれない。まずはその概要を紹介する。

山奥の湯治場にある旅館信濃屋に一年前から上田憲吉という寡黙な老人が逗留していた。老人は元警察官で四五年間勤めたが、四〇年前、駐在所の巡査をしていたときに「草壁の妻子殺し」事件を手がけたことがある。そこに良仙と名乗る坊主が現れる。

「草壁の妻子殺し」は、大正時代末期、醤油醸造業を営む高田小太郎（三五）の妻菊子（二八）がまだ幼い三人の子供を出刃包丁で殺した後、自分は首を吊って自殺した事件である。菊子は両親に宛てた遺書を残しており、当初、無理心中事件と思われた。しかし、夫の小太郎が当夜町の愛人宅に泊まっていたと主張するが、隣村の小学校訓導小峯庄造が夜中に村境で小太郎を見たと言ったため、小太郎を殺人容疑で逮捕した。無理心中事件から殺人事件に切り替わったのである。警察は小太郎自身が子どもたちを殺害したあと妻を自殺にみせかけて殺し、無理心中を偽装したと判断した。これに小太郎は一貫して容疑を否認したが、一審、二審とも死刑になり、上告も棄却されて二年後に死刑が執行された。のちに小峯は、自分が目撃したのは小太郎ではなく上田巡査であったことに気づき、自分が証言を強要されたのが、上田自身の不倫隠蔽のためであったと思い至り、自責の念に苛まれる。

わたしは悩んだ。裁判は一審から二審となって大審院に行った。いずれも死刑の判決です。わたしは今にもそのことを裁判所に申し出たかったが、



その勇気がありませんでした。わたしは小太郎さんを見殺しにしてみました。一つには、いまごろになってそんなことを申し出ても相手にされないだろうという諦めがあったからでもあります。

さらに良仙は、僧籍に入って上田巡査を追ってきた経緯を説明する。

あんたはあれから大阪のほうに行ってしまった。わたしは坊主になった。せめて小太郎さんの霊を慰めるつもりだったが、そんなことでは小太郎さんの霊が、いや、わたしの罪は拭えない気がしてきたのです。そして、托鉢僧で全国をまわりながら上田巡査のあとを捜していた。

ようやく上田を見つけた小峯は、将棋や俳句を通じて親しくなる。ある雨の日に二人は連句を楽しむが、その付き合いを通じて小峯は徐々に上田を追いつめる。ようやく良仙の正体と意図に気づいた上田は、水嵩を増して溢れた川路をひとり歩いていくところで物語は終わる。以下は、作品の最後の部分である。

上田巡査は、豪雨のため川が溢れている路をひとり歩いて行っています。あの人が危険を承知で歩いているのは、何かの覚悟があるのかもわかりません。

概要をやや詳しく紹介したが、「雨」は自己の不倫を隠蔽するために偽証を強要し、冤罪を起こした巡査への報復が主なストーリーとなっている。そして「草壁の妻子殺し」事件は、事件内容と容疑者のたどる経過が〈日光中宮祠事件〉に類似している。当初は一家無理心中事件とされたが、目撃証言が介在して有罪とされ、死刑になる経過が同じなのである。また「或る県の草壁村」で起きた「草壁の妻子殺し」という命名もそのような推測を呼び起こす。「草壁」という地名が朝鮮人（渡来人）の名前を連想させるからである（もちろん古代天皇家の皇族名としても有名であるが、それには渡来人系説がある）。薛氏の創氏名が草壁で、梶山季之「族譜」（『広島文学』（一九五二）に発表ののち、『文学界』（一九六一）に改稿発表）の登場人物としてすでに一般に広く知られている固有名詞なのである。ある種の意図が感じられる。

しかし、清張が「『大正・昭和著名犯罪集』」にも載るほど著名な事件であるとした「草壁の妻子殺し」事件とは、じつは実在の事件をモデルにしたものであ

る。『歴史資料全集明治・大正・昭和犯罪編下』に紹介されているいわゆる〈龍野の一家六人殺し〉(一九二六年五月)である。事件の基本筋は「雨」での事件概要に非常に近いが、細部には小説的加工による異同も見られる。事件内容の詳細はここでは省くが、〈日光中宮祠事件〉と類似しており、二作の類似は事件(モデル)の類似性によるものといえる。しかし、二作で大きく異なるのは、「雨」は実在の事件が冤罪事件として描かれていることである。つまり、類似した事件の一方を警察による冤罪事件として、その復讐譚として作り変えているのである。

「雨」では、「草壁の妻子殺し」事件内容について聞いた宿の妻は、「いくら何でも、奥さんが亭主に脅迫されて自分の子供を殺したと遺書に書き、自分で首を縊るものではないでしょうか?」と疑問を呈し、「法律は無実の人間を一人殺した」と疑い、上田老人を殺人の「片棒を担いだ」者と思うまでになる。つまり、清張自身は〈龍野の一家六人殺し〉事件を強く冤罪と見做していたのである。それが「雨」の創作動機であろう。一九二六年に起き、翌年に結審し、同年に死刑執行が行われている事件について、四〇年も経った一九六六年の時点で、なぜ清張は冤罪説を持ち出したのだろうか。

「雨」では描かれていないが、『歴史資料全集明治・大正・昭和犯罪編下』の事件解説によると、事件は当初妻による無理心中とされたが、妻の実兄(助教授の職にあった)から「妹は殺人事件を起こすような人間ではない」との疑問と証拠(妹の手紙)が提出され、一転、殺人事件として夫が逮捕されることとなった。「夜中に女性の泣き声を聞いた」という近隣の証言もあり、日頃から素行不良な夫が容疑者とされた。夫は「自分が家族五人を殺害した後、妻に無理心中を強要し、遺書を書かせたのちに縊死させ、自分は偽の毒物を飲んで助かった」と自供する。この近所の証言と夫の自白が決定的な証拠となった。

この事件の一連の経過は「日光中宮祠事件」に似ている。当初、一家無理心中の見通しを持つが、被疑者の義弟(坊主)の疑問と信念によって一家無理心中事件が殺人事件と変わり、古い目撃情報によって、別の在日朝鮮人二人が逮捕され、自白をしたことになる。(実際の事件では義弟と実弟の二人がそれぞれ警察に異議申し立てと検察に嘆願書を提出しているが、清張は小説上では義弟(坊主)の一人にしている)。被疑者たちはいずれも裁判では殺人を否認している。またいずれも死刑となる。

さらに、〈龍野の一家六人殺し事件〉の捜査を主導し、自白に持ち込んだのは「中出龍野署長」であるが、「雨」の元警察上田老人のモデルと言えよう。前掲

の資料には自白に至るまでの様子を語る「中出龍野署長」の言葉が長々と引用されている。〈日光中宮祠事件〉の捜査を主導し、自白に持ち込んだのは警察長刑事部鑑識課警視の神山武則であり、『捜査研究』(七一号)で事件の全容を発表している。二つの事件は内容も捜査過程も類似し、これをモデルにし清張が描いた事件もやはり類似している。おそらく清張は二つの事件に、ある種の共通した異様な匂いを感じ取ったのではないだろうか。それは冤罪である。

大正末年の〈龍野の一家六人殺し事件〉は風化し、死刑はすでに四十年前に執行されている。しかし清張はあえて「雨」でこの事件を書くことで、構造が類似し、清張自身も深く関係した〈日光中宮祠事件〉へのなんらかの思いを込めた可能性がある。「雨」がはまだ清張作品集に収録されず、全集にも漏れた理由は、もしかすると、遺族や関係者への配慮からなのかもしれない。あるいはなんらかの直接的な抗議があったのかもしれない。

ここで、清張文学にみられる証言と偽証について少し触れておく。証言と偽証の特殊なケースとして死刑囚もしくは死刑が予想される被告による証言・偽証である。典型的なものが、「日光中宮祠事件」での新井志郎の証言である。新井は、他の殺人事件で死刑が確実にになっている状態で、一連の事件について在日朝鮮人の金子が共犯者であると偽証した。死刑執行の延期と留置生活の退屈を紛らわし、刺激を求めるために、以前に「女のことで恨み」がある在日朝鮮人金子を共犯者に仕立てて道連れにしようとしたのである。そして金子への捜査から今度は別の二人の在日朝鮮人が真犯人とされる。

自暴自棄になった被告による自白証言は、すでに見てきた「二人の真犯人」や「脊梁」においても主要なテーマになっている。ともにほぼ絶望した容疑者による証言の真偽が問われている。つまり、清張文学には死刑囚もしくは死刑判決が予想される容疑者が道連れ(あるいは減刑を求めて)として偽証を行うケースが見られているが(逆に他人の罪を自らが背負う偽証もある)、その端緒は「日光中宮祠事件」から始まる。「日光中宮祠事件」での新井志郎の偽証に対する違和感が以降も尾を引いていたのかもしれない。

## 五 「日光中宮祠事件」の違和感

「日光中宮祠事件」は警察の資料『捜査研究』(七一号)に沿って描かれているが、警察の話聞き終わった「私」の態度に、なにかすっきりしない違和感が残る。作者の分身である主人公の作家「私」が事件に不信感を抱いているよ

うにも読み取れる。警察の説明に疑惑のまなざしが向けられ、事件の真相と解決を素直に追認したとは思えないのである。たとえば、「私」は新井のでっち上げ証言に振り回された警察の捜査に不信感を抱く。

「新井志郎はなぜ、いつわりの自白までして、金子という共犯者をデッチ上げたのですか？」

と、私は不審を聞いた。

これに対して二人の警察は、「うっかり」「片棒をわれわれが担がされるとろ」であったと、苦しい言い訳を述べる。その言葉から「私」はさらに彼らを問い詰める。

「うっかりといえば、事件発生時に所属署の署長は、つまらない面子にこだわったものですね。田舎の警察では、今でもこんなことが、往々にあるのですか？」

すると、警察は「渋い顔」をして言い訳を述べる。それに「私」はさらに強い反感を抱き、茫然とした心境になる。

「残念ながら、今まではまったく他に例がなかったわけではありません。しかし、科学捜査の進歩した現在、これからは、もうそんなことはないでしょう」

現職にあるK氏の言い方は多少苦しそうであった。が、科学捜査が進歩しても、神でない捜査官に誤りがないとは言えないだろう。問題は捜査官の妙な面目や威厳の保持意識である。

今まで警察のこのような《面子》意識が捜査を強引に歪めたことがなかったとはいえない。ことに、地方ではいかにもありそうなことに思われるのだ。過去のそのような幻影を感じて、私はしばらく茫乎とした目つきをした。

筆者は以前、清張の「日光中宮祠事件」は実際の事件を追認した側面があると厳しく批判した。しかし、作品を細密に検討すると、極めて意味深長な場面も多く書き込まれている。清張はこの作品の執筆取材のため、浦和に二人の捜

査担当者を尋ねている。引用文中の「捜査を強引に歪めた」とは、単に一般論ではなく、その清張が取材した二人の警察官が担当した事件（日光中宮祠事件）にも直接向けられているようにも思われる。「地方」が強調されているのも一般論と個別論（日光中宮祠事件）という二重の意味を持っているようにも解釈できる。

さらに「過去のそのような幻影」とは、おそらく警察の面子意識が捜査を強引に歪めたことを指すものと思われるが、具体的になにを指しているのかは明示されてはいない。〈龍野の一家六人殺し事件〉を指す可能性も高い。あるいは作品冒頭で紹介した岡本綺堂の「半七捕物帳」のような世界を想起した可能性もある。すでに「無宿人別帳」で述べたが、松本清張は江戸時代の司法制度をまったく信用していない。それに清張自身の過去の逮捕経験が加わるかもしれない。「過去のそのような幻影」と現在捜査担当者から聞く〈日光中宮祠事件〉の捜査報告に、清張も「しばらく茫乎」としたのであろう。

「私」は「しばらく茫乎」とした後、次のような質問をする。おそらく気まずい長い沈黙の時間があつたと想定される。

「それにしても、あなたがたは、朝鮮人という特殊的な環境条件の中でよくがんばれましたね」

この「私」の言葉に、二人は「目を見合わせて」「てれたような微笑を見せて」、K刑事部長は、「最後があてにもせぬ写真が決め手になるなんて、だらしない話です」と答え、吉田警部は「被害者の仏が手引き」したものと喜びを表しながら、捜査記録の「綴りを閉じた」のである。聞き取りはこれで終わりになる。「私」はこれ以上の質問をしない。「科学捜査」を言いだしたK警察部長は、「私」の追及に、信憑性の薄い証言に頼る「だらしない」捜査をしたことを自ら認めることになる。「私」が「しばらく茫乎」した理由はどうもこの辺にあるようにも思われる。二人の警官の喜びの微笑を確認した私は、「あわてて」席から立ちあがる。そして終章の一文も余りにも謎めいている。最後の三行を引用する。

「がんばった者はもう一人いる」

と私は帰りみちに、風に吹かれながら思った。

「あの坊さんだ！」

ややグロテスクな終わり方である。また意味も不明である。つまり、これが事件解決の褒め言葉なのか、その逆なのか、明瞭でないのである。具体的に言うと、「真犯人の逮捕で頑張ったのが、警察官二人とお坊さん」という意味なのか、「間違った捜査に頑張ったのが、警察官二人とお坊さん」という意味なのか、意味がよく通らないのである。さらに最後の文章の「あの坊さんだ！」とはやや奇怪な表現である。わざわざ「！」をつけたのも違和感を増している。真犯人逮捕に貢献した坊さんの功績を称えるならば、「あの坊さんだ！」という表現はいかにも相応しくない。この異様な表現に、作者の意図を垣間見ることのできるのではないだろうか。つまり、清張はこの事件を冤罪として認識したのではないか、という推測である。警察とお坊さんへの評価ではなく、その逆の意味が込められた表現のようにも思われる。

この疑義を直接的に表明するのは非常に難しい。なぜならば、これは実際の事件で、すでに地方裁で死刑を宣告され、取材に応じた「K刑事部長」のモデルは警察長官賞及び東京高等検察庁検事長賞を表彰されている（作品では警視総監賞）。帝銀事件のように、当初から多くの疑問が提示され、冤罪の可能性が言われ、誰もが自由に意見を表明する状態ではないのである。世間は二人の在日朝鮮人による犯罪だと確信している。それに清張がいきなり疑問を差し挟むことは難しい。つまり、この作品の最後の異様な終わり方は、読み方によっては、清張の精いっぱい異議申し立てのようにも解釈できるのである。二重解釈や不可解さを残すため、意図的にこのような終わり方にし、疑問と曖昧さを作品中に意図的に差し挟んでおく書き方である。一家無理心中を疑う作品中の①から⑦までの異議においても（義弟による実際の嘆願書）、筆者のような疑問を一般読者もおそらく抱くであろうという予測がおのずと成り立つ。作品中にはこうした解釈が可能な箇所が他にもある。

たとえば、作品では取材した二人について、実際の責任者である刑事部長だけを「K」とイニシャルで呼び、もう一人を「吉田警部補」にしている。人名にイニシャルのローマ字をつけるのは清張文学には例が少なく、また片方だけにローマ字頭文字をつけるのはさらに珍しい。なぜ他の作品での登場人物のように、普通に仮名にしなかったのだろうか。ローマ字頭文字の人名や地名は疑惑の対象によく使われている。

また、書き方の問題もある。清張は『黒地の絵』の「あとがき」（光文社、一九五八）で、「日光中宮祠事件」を含む四編は「事実にもとづいて書いた作品」で、「小説を書くとき、一つの事実から帰納して、ある現象を造形することは多

いが、ときには、事実からはなれられないで、それに即して書くことがある」と述べているが、「日光中宮祠事件」の最終章はこうした姿勢からやや逸脱している。清張自身の感情のようなものを最後に強く露出しているのである。「ほとんど記録通りに」書いたとするが（『松本清張全集三七巻』の「あとがき」、文藝春秋、一九七三）、この事件は『捜査研究』の記事に対する興味から取材にまで赴いている。なにかの疑問や違和感から取材に赴いたと思われ、いちおう「ほとんど記録通りに」書いたが、最後まで消えなかった疑問や違和感があのような結末として書き加えられたように思われるのである。

さらに、作品最後の「あの坊さんだ！」という唐突な言葉であるが、「あの坊さん」とは「雨」の僧侶小峯を想起させる。先述したように、「雨」では小峯の偽証によって冤罪事件が起り、無実の人が刑死する。偽証を強要したのが警察で、小峯は四〇年をかけてお詫びの行脚をし、冤罪を起こした警察官を探しだし、復讐する。実在の〈龍野の一家六人殺し事件〉で「日光中宮祠事件」の僧侶の役割（一家心中の異議申し立て）をしたのは親戚の「助教授」であるが、「雨」ではその役割の一部が僧侶に変えられ、「日光中宮祠事件」を想起させている。これは清張の心中で「日光中宮祠事件」が強く尾を引いていたからではないだろうか。そのため、四十年前の古い事件である〈龍野の一家六人殺し事件〉を持ち出し、冤罪事件として警察を強く糾弾する「雨」を書いたのではないだろうか。〈日光中宮祠事件〉が結審し、清張が「雨」を書いたのは、こうした過程を経ての清張自身の複雑な内面を表しているようにも思われる。

これまで見てきたように、清張文学では偽証と冤罪が多く取り扱われ、証言や自白の信憑性が強く疑われている。同時に警察や検察に対する態度は極めて厳しい。清張は「渡された場面」で、戦後の刑事訴訟法は証拠中心主義を唱えているものの、実態は自白に「[物的証拠]らしいもの」と「状況証拠」を「何重にもつけ加え」、戦前より一層「検察・警察側の複雑な被膜が厚くかぶさっている」と批判し、「戦後裁判の人権尊重主義はまだ虚構である」と切り捨てている。清張はほぼ最後まで警察や検察、戦後の裁判制度についての疑念・疑惑・不信感を捨てなかったと言える。そして、こうした証言・偽証・冤罪の問題を疑念・疑惑・不信感の視線で見つめ、国家と歴史のスケールにまで拡大したのが、『日本の黒い霧』であり、『昭和史発掘』であり、いわゆる清張史観の核心であることは言うまでもない。